平成26年6月12日参議院文教科学委員会質疑

【午前の部】

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

この地教行法の改正案に対する質疑もいよいよ今日が最終日となりまして、今日は教育委員会制度の在り方だけでなく、地方教育行政あるいは教育における国と地方の役割分担、こういう大きな視点から大臣のお考えをお聞きしたいなというふうに思っております。

教育委員会制度というのは、戦前戦中の非常に中央集権化した教育体制の反省から、戦後、GHQが入ってきて、アメリカでやっていた地方分権型の教育、これを進めていかなきゃいけないということで導入されたわけですよね。ですから、教育委員会制度そのものが教育の地方分権を進める一つの、道具といっては失礼ですけれども、システムとして導入されたというふうに私は理解をしております。

そこで、特に義務教育段階における国と地方の役割分担でありますけれども、それも随分議論が出てきました。私は、やはり国は、地方教育の主体というのは地方自治体なわけですから、国はその教育の指針だとか方針だとか、それをしっかりと示していく。例えば、学習指導要領で、義務教育こういう教科でこういう内容で教えてくださいね。あるいは、最低限のクラス編制は最低限これぐらいの形を取ってくださいね。あるいは、もっと大きなところでいくと、教育基本法というのを国が定めて、教育の基本的な方針、これは国が決めていきますから、地方自治体はその方針に従って地方で教育の実務をやってくだいね。こういうナショナルミニマムやナショナルスタンダードをしっかり国は定めていく。それに従って、それをしっかり守りながら、教育の実務は、例えば学校をどう運営する、地域の教育をどうやって活性化する、これは地方にその実務をできるだけ任せていく。これが私は教育における国と地方の役割分担だというふうに思うんですが、大臣の見解もこれと同じでよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) おっしゃるとおりだというふうに思います。

教育行政に関して、国は、学校教育法や地方教育行政制度など基本的な制度の枠組みの制定や学習指導要領等の全国的な基準の制定、地方の教育条件整備に対する財源保障を行う役割と責任を担うべきものであります。一方、地方公共団体は、地域の実情に応じて学校を設置

管理するなど実際に教育を実施する役割と責任を担うものであり、こうした国と地方の適切な役割分担と相互協力の下で教育行政を行うことが御指摘のように必要であるというふうに考えます。

この教育行政における国と地方の関係や教育委員会と学校の関係については、平成十一年の法改正による教育長任命承認制度の廃止や平成十六年の法改正によるコミュニティ・スクールの制度化など、地方分権や学校の自主性、自律性の拡大の観点から累次にわたる制度の見直しも行われてきたところでありまして、文部科学省としても、今後とも、地方の自主性を尊重しつつ、国と地方の適切な役割分担と相互協力の下で教育行政を行ってまいりたいと考えます。

○松沢成文君 大臣の方針、私も賛成でございます。ただ、実態を見るとなかなかそうなっていない。まだまだ地方の教育の実務の部分に国がしっかりと権限や財源を握ってしまって、地方の自由になっていないというところがたくさんあるんですね。その代表的な例が義務教育費の国庫負担制度だと私は思うんです。

小学校や中学校の先生はその市町村の職員なんですね。しかし、お 給料は市町村から出ていないで、三分の一は国が負担し、三分の二は 都道府県が負担しているわけなんです。普通、その市町村の職員だっ たら市町村がお給料を負担するのが普通ですが、先生だけはそういう 仕組みになっているんですね。それから、もっと言えば、じゃ、その 先生方の人事権、人事権というのは、普通、市役所の職員の人事権は 市長が持っているわけです。ですから、その自治体にあるべきなのに、 それが都道府県にあるわけです。

ですから、義務教育の学校の先生方は、その市町村の職員と言われながら、お給料は国や県から、人事権は県に握られている。どうしても、そうすると、県や国を見ながらやっぱりやらざるを得なくなってしまうんですね。

この義務教育費国庫負担制度は、実は地方分権改革の中でも大きな議論となりました。小泉総理のときの三位一体改革で、我々、私、県知事会でも国に要望を出しました。もう国からの補助金、負担金というのはやめようと。でも、どうしても地方で格差がありますから、大都会で裕福な自治体から、過疎のかなり財政の厳しい自治体もありますから、そういうところの財源調整は、地方交付税というのがあるんだからそれでしっかりやっていけばできるはずですと。交付税を渡して、その中でルールに従って、あるいは地方の特性を生かしながらしっかりと行政をマネジメントしてもらう、これこそが地方分権につな

がる道なんだといって補助金、負担金の廃止と交付税化というのをずっと私たち議論してきたんですね。

でも、やはり文科省は、どうしてもこれは国がやらなきゃいけないんだと、この制度は地方なんかに渡せないんだということで守り切ったというか、交付税化にならなかったわけですね。

私は、教育の地方分権というのであれば、先生のお給料はできるだけ市町村が責任を持つ、どうしても足りない場合は交付税をいただいてその中からきちっと渡していく。国が直接先生にお給料を払うというのは、地方の実務を国がまだやっているわけですから、この制度は私は廃止していくべきだと。

文科省の方も一歩譲ったんでしょうか、今まで二分の一の負担だったのが三分の一の負担に変えているわけですね。まあそんなちょろちょろやらずに、思い切ってこれはきちっと地方でやってもらう、そういう形にできないんでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 知事の経験のお立場からは、全国知事会といいますか、そういう立場からはそういう主張があるということは承知をしておりますが、本当に教員の先生方がそれを望んでいるのだろうかということについては私は違う意見の方が多いのではないかというふうに思っています。

つまり、地方に移譲することによって教職員の人材確保、それから 処遇確保がアップするということがあり得るのであれば、それから、 全国それが均一に更に総体的にアップするということが想定できるの であれば、それは先生方にとってもウエルカムな話だというふうに思 いますが、そもそも人材確保法も毎年予算がこれは削られて名前ばか りになりつつある中で、私はこういうことこそ国が、全ての全国の教 職員に対して確保すると、つまり給与の処遇アップをしなければ、な かなか自治体任せでは相当の差が出てきて、そう富裕団体であっても 十二分に教職員の給与までアップするというところまで行かないので はないかと。それをもう地方交付税等で担保すればいいといっても、 実際担保していない自治体も現実問題としてあるんですね。本来それ に使うべきところを使っていないというところもあるわけでありまし て、私は、今までの政府の流れからいって、この義務教育費国庫負担 金を都道府県が負担した教職員給与二分の一を三分の一にしたという のは実は間違いであったのではないかというふうに思っているぐらい であります。

理由は、この義務教育費国庫負担金制度を廃止して、全額地方一般

財源化するということは、そもそも憲法第二十六条の要請によって国の責任を果たしているということにならないのである、憲法にも抵触するようなことになりかねないというふうに思うわけであります。むしろ、国が教職員給与等を逆に全額負担するような形で安心して学校の先生方には仕事をしてもらうと、そのために国の方が給与についても十分対応するということを国が責任を持ってやる方向に行かなければ、優秀な人を教員として確保することも難しいというふうに思いますし、全国の格差を更に拡大することにつながってしまうのではないかというふうに思っておりまして、これについては、義務教育費国庫負担金は三分の一をいかに二分の一に戻すか、あるいは全額国にするかということを私は考えなければならないのではないかというふうに思っています。

○松沢成文君 大臣、私は、教員がどんどん給料下がってもいいとか、あるいは地域によって教員のお給料の格差が出ていいなんていうことは言っていないんです。それを出ないようにするためには、国がルールを作ればいいんです。ある意味で、政策で決めればいいんです、基準を。何で現ナマのお金を国から直接送らなきゃいけないのかということです。これ、アメリカの教育委員会制度を見ても、もうアメリカは地域の自立ですから、全部、教育税まで地域で集めて、人事もその教育ディストリクトの中でやって、それでお給料も全部地域で自己責任で負担をしているんですよ。教育の地方分権というのを言うなら、そこをやらないと。

基準を作るのは、国で作っていいんです。それまで自由にしろとは 言いません。だから、そこは、教育の地方分権と言うのであれば、そ こまで踏み込まないと地方分権は成就しないと思っているんです。 じゃ、もう一点。

大臣、教員の加配定数御存じですよね。今、教職員、これ約七十万人います。基礎定数が六十四万で、加配が六万。約一割は加配の先生なんですね。加配の先生にも様々意義が私はあると思っているんです。いろいろ特別の技術を持った先生方ですから。

ただ、この先生方は国の予算措置で決まるんです。それで、国がどの都道府県にどれだけ加配の先生を送るかも、これ国が決めるんです。それで、都道府県が市町村を飛び越えてどの公立学校に先生たちを送るかを決めていくんですね。ですから、こういう制度がある以上、もう地元の市町村は、あるいは学校は、県に要望に行かなきゃいけない、県は国に要望に行かなきゃいけない。こうやって中央集権型の教育行

政がずっと続いちゃうんですよ。

あともう一点、例を出します。

学校が耐震化で、今耐震診断をして大きな改修もしなければいけない。これも実は文科省が持っている補助金でやるんですね、補助金でやるんです。ですから、もう地方の学校あるいは市町村の教育委員会、都道府県にもお願いして、最終的には文科省にお願いして予算を付けてもらわないと耐震の増築も改築もできないわけですね。

ですから、例えば耐震構造に、きちっとクリアした学校をいつまでにこういう基準で造りなさい、国が指令を出せばいいんです。なぜ、お金を、それを持つ権限、全部国が持っていて、それを都道府県、市町村、学校と下ろしていく、こういう教育実務が残っているのか。こういうのを残したままだと、教育の地方分権というのは絶対進んでいかないんです。

この加配教員や学校の増改築、耐震の改築、これも全て最終的な財源、権限は国にある。このことについて、どうお考えですか。

○国務大臣(下村博文君) 基本的に、教育の地方分権化を進めるということについては賛成いたします。

できるだけ学校現場に権限を委譲することによって子供に寄り添っ た創意工夫をしていくということは、これは方向性としては望ましい ことでありますが、ただ、今、松沢委員がおっしゃったことは、基本 的な税そのものの問題がやっぱりあるわけですね。国税と地方税のバ ランスの中でどうするかということで、教育だけ今のような御主張を したことによって本当に全ての自治体が改善になるのかということに ついて考えると、私は、かえって悪化するところの方が大きくなるの ではないかと。それは地方自治体の判断であるけれども、実際のとこ ろ、その教員の人材の給与に相当する額、あるいはよく出てくるのは、 国会で、図書費の問題とかありますが、それに相当する部分が地方交 付税等で行っているにもかかわらず、それを地方自治体によって担保 していないというところが結構あるわけであります。ですから、本当 にそれによって改善になるのかどうかということを考えると、これは 教育関係だけでなく、国全体の統治機構ですね、国税と地方税の在り 方含めて一緒に議論していかなければこれは十分な改革にはならない というふうに思います。

最初、アメリカの事例出されましたが、アメリカの方が本当に優れているのかと、つまり州単位でやっていいのかということについては、私は、このことについては我が国の方が、義務教育についてはきちっ

と責任を持つということを憲法でうたっているというこの部分は我が国の方が、これは憲法に書いてあるということが優れているのではないかというふうに思います。このことによってナショナルスタンダードとかナショナルミニマムを逆に確保しなければならないということになるわけでありまして、そういう財源部分あるいは国民の全国的な機会均等部分、そういうところを担保しながら、あとはそれぞれの地方の創意工夫の中でより良い教育を目指すという、そういうトータル的なバランスが求められているのではないかと思います。

○松沢成文君 私も知事やっていましたので、その経験からいいますと、例えば経済の分野とか福祉の分野とか教育の分野、様々県庁の中にも部署があります。そういう分野はかなり地方分権進んでいますよ、権限や財源の部分においても。こういうもう補助金はやめよう、交付税化しよう、あるいは県に税源移譲してもらって県の責任でやっていこう、進んでいます。やっぱり教育の部分は、教育の機会均等とか最低水準の確保、これが必要だから国が責任を持たなきゃいけないという大臣のおっしゃるような理由の中で、やっぱり実務権限が文科省に残っちゃっているんですよ。

私は、本当に地方分権を進めるんであれば、文科省は政策官庁に特化すべきだと思っているんです。国の方針、基準、これをきちっと決めていく、実務は地方に下ろしていく、そうじゃないと地方は本当に常に都道府県や文科省を見ながらしか教育実務の運営ができないんですね。ですから、自分たちで創意工夫して、その地域の教育を責任を持ってやっていこうとか、あるいはほかにはない新しい改革に挑戦しよう、こういう気力が湧いてこないんですよね。私は常々それを感じているんです。

大臣、今回、教育委員会の議論をやってきて、大臣も教育委員会の地方分権化は必要だということで、それぞれ教育委員会でもいろいろ地方で工夫していろんな改革やっているところはありますよ。教育委員五人、六人で成る教育委員会、狭義の教育委員会は恐らくそういう議論もしているでしょう、地域の皆さんの代表ですから。

ただ、私、前回も言いましたけれども、教育委員会事務局、ここには何百人というスタッフがいます、優秀な方もいます。この人たちの仕事の半分は都道府県や国との調整なんです。県からお金が下りてくる、あるいは国、文科省からお金が下りてくる、あるいは指導や勧告やいろんなことが下りてくる、それにどう対応していこうかなと。市町村にそれを伝えていかなきゃいけない、学校現場に、そこまで行っ

ているかなと。

この文科省、都道府県教委、市町村教委、学校というもう縦型のでっかい官僚機構ができ上がってしまって、それは文科省が持つ権限あるいは財源あるいは人の面も含めて、その上意下達をしっかりとコントロールするための官僚機構になっちゃっているんですよ。ここに教育改革が進まない大きな理由があるんですね。片や、教育委員会で地方分権進めましょう、地方で議論してみんなで頑張ってくださいねと言いながら、権限、財源、人材はもう縦型の中でコントロールをしようとする。私は、思い切ってここに、文科省がやはり一大決心をして、しっかりと権限、財源を下に下ろしていく、そして文科省は政策官庁に特化する、こういう意識改革をしない限り日本の地方教育行政というのは花開いていかないと思うんですが、最後に大臣の御見解をいただきたいと思います。

- ○委員長(丸山和也君) 大臣、簡潔にお願いいたします。
- ○国務大臣(下村博文君) 非常に重要なテーマで、簡潔にというのは難しいんですが、方向性はそのとおりだと思います。

ですから、文部科学省も箸の上げ下ろしまでああだこうだと言うべきではありません。一方で、地方自治体も、自ら本当は決められるにもかかわらず、意思決定を自ら持たないで、全部上にお伺いしているというところも私は実は相当あって、法律上は整理されている部分も実際はあるんですよね。ですから、もうちょっと地方自治体も主体性を持ってやることによって相当クリエーティブな教育を独自にするということも可能な部分があります。その辺の整理は必要だと思いますが、一方で、義務教育については、これはやっぱりナショナルスタンダードやナショナルミニマムについては国がきちっと責任を持つという前提の中で、できるだけ地方の創意工夫が生かされるようなことについては努力をしてまいりたいと思います。

○松沢成文君 ありがとうございました。

【午後の部 総理入り質疑】

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

総理には本会議でも見解を伺いましたが、この教育委員会制度の改革については、もうこの十年、様々な関係する団体から改革要望が上がってきているんですね。もちろん、全国知事会、市長会、町村会、それから地方分権の審議会である地方分権改革推進会議、地方制度調

査会、さらには政府の経済政策を諮問する経済財政諮問会議や規制改革・民間開放推進会議、こういうところからも、教育委員会制度はもう欠点ばかりが目立つと、抜本的改革をした方がいいと。それで、その改革の方向性として、教育委員会の必置規制をなくして、そして教育委員会を置くか、あるいは教育委員会を置かずに地方行政をやっていくかは各地方自治体の選択に任せていくべきだ、ほとんどの団体がこういう方向の改革案を出してきている。今回の政府案で私はそういう改革が実現するのかと思ったら、残念ながら、教育委員会の必置規制が残って継続することになったわけなんです。

なぜそうなったかについては、もう総理には本会議でも聞きましたが、今後、やはり教育の現場の様々な改革要望も受けて、さらに地方教育行政の改革に向けて、この選択制も含めて教育委員会制度の見直しを更に続けていく、そういう意向はあるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員が御指摘になったように、各自治体が、委員も神奈川県の知事を務めておられましたが、自治体の工夫を生かして、特色を生かした教育に取り組んでいくことも大変重要であろうと、こう考えております。

一方、地方教育行政については、どの地域においても責任ある体制を構築することが重要でありまして、こうした考えから、今回の改正案においては、教育委員会の設置を選択制とはせず、全国全ての地方公共団体において同様の仕組みとしているところでございますが、今後、果たしてどうしていくかという御質問でございますが、これは広い観点からしっかりと深い議論をしていく必要があるだろうと、このように思います。

○松沢成文君 教育の地方分権について更にお伺いしたいんですが、 実は私は、道州制を導入すれば、国はもう教育についてはプランニングですね、方針や基準をしっかり定めていく、そして実務は道州あるいは基礎自治体、ぐっと権限や財源の移譲がなされるというふうに思っているんです。そういう意味でも道州制は地方分権の究極の形と期待しているんです。

前回の総選挙あるいは参議院の選挙でも、自民党、公明党、あるいは野党でも多分、民主党、維新の会、みんなの党、こういう政党は、それぞれ道州制を推進するという公約を掲げていたはずなんです。しかし、安倍政権が政権を取られて一年半近くたちますけれども、この道州制については全く動きがございません。このままだと公約違反と

いうことにもなってしまいます。私は、安倍総理、公約を守る方だと 思いますので、道州制推進の意思は持っていると思いますが、そうだ としたら、今後どのようなスケジュールと方法で道州制推進を進めて いくのか、お聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 道州制の導入につきましては、地域経済の活性化や行政の効率化などを目指して国と地方の在り方を根底から見直す、非常に大きな改革であります。そのため、現在与党において、道州制に関する基本法案の早期制定を目指して地方団体と丁寧に意見交換を重ねるなど、少しでも前に進めるべく精力的な議論が行われているところでございまして、なかなか道州制について、自民党においては進んでいないんではないかと、こういう御指摘でございましたが、見た目は進んでいないという印象をもしかしたら持たれたかもしれませんが、しかし、しっかりと我々は着実に議論を進めているということは申し上げておきたいと思います。

今後とも、政府としても党と連携をしながら議論を深めていきたい と思います。

○松沢成文君 最後に、ちょっと法案とは離れますが、ちょっと教育 改革という視点でお聞かせいただきたいと思います。

実は、様々な公職選挙が行われるたびに投票率がどんどん下がっていく、私は大変憂慮しています。特に若い人の投票率が圧倒的に低いわけですね。今後、憲法改正のための国民投票法ができ上がって、ひょっとしたら憲法改正の国民投票が今後実現するかもしれません。そのときに、また投票率が二〇%とか一〇%、これでは憲法改正の正当性さえ疑われるような状況になると思います。

やはり、民主政治国家を維持していくためには、多くの国民の皆さんが政治に参加をする、それを促していくという政策が絶対に必要だと思います。ほとんどの民主政治国家は、実は政治参加教育というのを学校現場で行っているんですね。もうアメリカもイギリスも、民主政治の国はほとんどやっています。

私もそれに見習って、神奈川県では、私が知事のときに教育委員会と選挙管理委員会と徹底して議論して、全ての県立高校生に、三年に一度来る参議院の選挙のたびに模擬投票という実践訓練、まあ訓練と言ったら言い過ぎかもしれません、実践教育を行っているんですね。参議院選挙の前に三回か四回、公民か、あるいは総合学習の時間で選挙について勉強します、制度から。あるいは、各政党のマニフェストもみんな勉強するようにします。そして、ロビーに投票箱と投票用紙、

本物と同じものを置いておいて、それで自分の頭で考えて、どの政党がいいか自分で書いて投票してごらん、そして結果は選挙が終わった後に公表するんですね、公選法に触れないように。実は、もう二回の参議院選挙でこの実践をやってきました。そうしたら、幾つかの調査で神奈川県の若い人たちの、特に二十代前半の人たちの投票率がもう既に上がってきているという結果もあるんですね。

こういう政治参加教育の実践教育を、やはり私は各学校でしっかり やっていけば公職選挙や、あるいは憲法の改正の国民投票、これも多 くの国民が参加をして、民主政治あるいは選挙結果にその正当性を与 えて、しっかりと国民の代表が政治をつかさどる、こういう形になっ ていくと思うんです。

そこで総理、是非ともこの模擬投票制度のような実践的な政治参加教育、これ政治教育と勘違いしちゃいけません、政治教育というのは、この政党がいいから応援しなさいと先生が教えちゃったら、これは絶対駄目です。ただ、こういう各政党の政策を調べてごらん、自分で勉強して自分の判断で投票する、そういう練習をしてごらん、これは私は民主政治国家である以上、やらなきゃいけないと思っているんです。

そこで総理、こういう政治参加教育、実践教育、特に模擬投票のような、こういう教育を行っていくことをどう考えるか。そして、私は国で政治参加教育推進法のような法律を作って、それでその重要性や方向性や意義をしっかりと国がまとめて、それを見て地方自治体が各自治体の判断でいろんなやり方で政治参加教育を地域で行っていく、こういう方向に持っていきたいと思うんですが、こういう法制定についても、総理の考え方をお聞かせいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現在御審議をいただいている国民投票法改正法案、これが成立をすれば十八歳から憲法改正についての国民投票が可能になるわけでありまして、これは今までの二十歳から十八歳に変わるわけでありまして、これは大きな改正になります。

そして、その後は国政選挙における十八歳への選挙権を広げていく ということに向けて議論が進んでいくわけでございますが、これを契 機として多くの若い人たちに政治に参加をするということの意義を知 ってもらうこと、大変重要だと私も考えています。

神奈川県において、模擬投票等について、政治参加教育を先進的に やっておられるということに対して敬意を表したいと思いますが、改 正教育基本法に基づいて、学習指導要領等においても政治参加教育に ついての指針を示しておりまして、中学校や高等学校において模擬投 票の実施など、主体的に政治に参加する意義等について学習が行われているところでございますが、政府としても、モデル事業によりこのような実践への支援を行っているところでございますが、今後、今申し上げましたように、国民投票法の改正、国民投票法改正法が新たに十八歳という、投票権を十八歳まで広げていくわけでありますから、これを契機としてそうした事業をしっかりと行っていくことも考えていきたいと、このように思います。

○松沢成文君 どうもありがとうございました。

【討論・採決】

○委員長(丸山和也君) 御苦労さんでした。

以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について松沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松沢成文君。

○松沢成文君 私は、ただいま議題となっております地方教育行政法の一部を改正する法律案に対し、みんなの党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

修正案の内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

内閣提出の法律案は、執行機関としての教育委員会を存続させ、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くとともに、地方公共団体に首長と教育長から成る総合教育会議を設置するものであります。政府の説明によれば、どの地域においても責任ある地方教育行政を構築する観点からは、統一的な教育制度の仕組みであることが必要とのことですが、地方分権及び規制改革を進めるという時代の要請の中で、地方の教育行政制度についても、地域の自主決定権・選択権を最大限に尊重すべきであると考えます。

人口、人材、経済力、歴史、文化、風土が異なる多種多様な地域を、 国が定めた全国一律の制度で縛り付けることには無理があります。教 育委員会を存続するのか、教育委員会を廃止し首長に委ねるのか、そ れぞれの地域において首長、議会、地域住民が真摯に議論し、地域の 特性を生かした制度を構築することが必要であり、それがひいては民主主義及び地方自治の推進につながるものと考えます。

このような観点から、政府案に対し修正を求める次第であります。 修正の要旨は、次のとおりであります。

政府は、この法律の施行後三年以内に、教育委員会必置義務の撤廃等も含め、地方公共団体における教育行政の組織及び教育行政に係る職務権限の配分に関し、地方公共団体が地域の実情に応じた制度を定めることができるようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法律上の措置を講ずるものとする旨の規定を附則に加えることとしております。

何とぞ、委員各位の御賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

○**委員長(丸山和也君)** これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義です。

会派を代表し、政府提出の原案に反対、みんなの党提出の修正案に 反対の立場から討論を行います。

教育は、国家百年の計とも言い習わされておりますように、国の礎を築くものであるとともに、国の行く末を左右する極めて大切なものであります。これゆえ、教育制度に変更を加えようとするときは熟慮を重ね、慎重の上にも慎重に事を進めるべきものであることは論をまたないのであります。

しかし、安倍政権になってからの教育改革は、グローバル化や教育 再生という名の下に、大学改革や英語教育など学校現場や当事者を置 き去りにする、まさに拙速、暴走をほしいままに推し進められてきた と厳しく批判せざるを得ません。

今回の教育委員会に係る制度改正もまたしかりであり、いじめ問題の解決という誰もが否定できないことを口にしながら、改正案では、いじめ問題の本質ともいうべき教育委員会事務局の在り方には何一つ触れずじまいの中途半端さであります。

また、パーフェクトな制度はあり得ないとの逃げ口上の下、肝腎の 適材適所を貫く仕組みや運用等の改善を図る方策も手付かずという有 様であります。この無定見ゆえに、現場で苦労を重ねる教職員に対す る支援は無策に終わり、ただただ結論ありきの強権的手法に終始して まいりました。 それでは、今般の地教行法改正案の問題点について具体的に申し述べます。

改正案によって、新教育長は、これまでの教育委員長と教育長を一本化した名実共に権限と責任を兼ね備えたものとなります。また、首長は、この新教育長を直接に任命するとともに、総合教育会議を主宰し、教育の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなり、教育制度における首長のイニシアチブ発揮の場は飛躍的に増加することとなります。

他方、現実の教育を担う学校現場や、それを支える学校運営協議会、学校支援地域本部の活性化については、いかにもおざなりと言わざるを得ません。例えば、学校運営協議会は、政府はその意義を認めるものの、現在もその設置は全体の少数派にすぎず、政府はこれを平成二十八年度までに公立小中学校の僅か一割、約三千校に拡大するという極めてささやかな目標を掲げているにすぎないといった現状にあります。

民意の反映として首長がリーダーシップを発揮すること自体は評価するものであります。ただ、首長と教育長によるリーダーシップの発揮と並んで、日々の教育を担う学校現場、それに密接に関連する学校運営協議会などを通じた地域住民の意向の一層の反映という回路が整えられて、初めてバランスの取れた、かつ子供が主人公となる教育行政の発展が見込まれるのではないでしょうか。この点に関しては、当委員会における質疑、またお招きした参考人及び公述人から、ボトムアップの重要性が取り上げられてきたことは皆様方の記憶に新しいところと存じます。これまでの審査において、何度も教育長の暴走の危険が指摘されてきましたが、このままでは首長についても次の選挙まで暴走を抑えることができないとの懸念が現実味を帯びるのではありませんか。

このように、間もなく採決が行われようとしている現時点においても、大綱策定に当たり、首長と教育委員会との間で調整が付かない事柄の取扱いを始め、委員会審査において明らかになった多くの問題点が今なお未解決のまま残っております。

以上、るる申し上げたことの趣旨を是非御理解いただき、本日御出席の文教科学委員会の全ての皆様には、この地教行法改正案に反対していただくよう切に願う次第でございます。

また、みんなの党の修正案につきましては、お考えに共鳴する点はあるものの、志す方向性が異なるとの観点から、賛成するには至りま

せんでした。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。 御清聴ありがとうございました。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対して賛成の立場から、また、みんなの党提出の修正案には反対の立場から討論を行います。

以下、政府提出案について主な賛成理由を申し上げます。

一点目は、独立した合議制執行機関としての教育委員会制度を堅持 し、現行の教育委員会と首長の職務権限の配分を変更しないこととし た点です。

政治的中立性、継続性、安定性の確保や、レーマンコントロールによる多様な民意の反映といった観点から、教育委員会制度の存在意義はいまだ失われるものではありません。本改正案において教育委員会制度が維持されたことを高く評価いたします。

二点目は、現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者たる新教育長の事務執行の適正化を図るための規定を設けた点です。

本改正案においては、教育委員による教育委員会会議の招集の請求権と委任事務の執行状況に関する教育長の報告義務について規定されております。また、教育委員会は、新教育長に委任した事務について、執行方針の策定、是正の指示、委任の解除を行うことが可能であることが確認されています。

今後、教育委員が、これらの権限の行使を通じて、教育委員会の事務執行の適正化のために積極的な役割を果たしていくべきである旨を 周知徹底するとともに、新教育長及び教育委員の資質確保のための研修体制を整備することを政府に求めます。

三点目は、教育委員会と首長の連携強化のため、大綱の策定や総合教育会議における協議、調整という仕組みを新設したことについて、首長による教育委員会への権限の侵食を許すものではないことが制度的に担保されたことです。この点に関し、個別の教職員人事や教科書の採択は総合教育会議における協議の対象ではないことが確認されております。また、教育委員会と首長との間で合意に至らなかった協議調整事項については、それぞれが所管する事務について最終的な決定権を有することとなります。

今後、教育委員会と首長の相互理解の下に政策を進めていくために

は、総合教育会議における運用上の工夫を積み重ねていくことが欠かせないということを付言したいと思います。

以上、本改正案に賛成する主な理由を申し上げました。

なお、みんなの党提出の修正案については、教育委員会制度は地方 教育行政制度の根幹を成すものであり、設置するかどうかを自治体の 決定に委ねるという制度設計には反対いたします。

今般の制度改革の発端は、いじめ自殺等の重大事案への対応において、現行の教育委員会制度における責任の所在の不明確さ、危機管理能力の不足、審議の形骸化等が指摘されたことにありました。

今回の改正案は、それらの指摘に対し適切な手当てを行った制度設計となっております。しかし、制度改正をして終わりではなく、今後の運用を通じて制度に魂を込めていかなければなりません。そのためには、教育委員会の活性化は欠かせません。また、教育委員会事務局体制の改革も必要です。

本改正案の成立が子供たちの幸福のための教育という視点に立った 地方教育行政改革の契機となることを念願して、私の賛成討論を終わ ります。

御清聴ありがとうございました。

○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。

私は、会派を代表して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律案に反対、また、みんなの党提出の修正案にも 反対の立場から討論を行います。

改めて言うまでもなく、今般の教育委員会制度改革の大きなきっかけとなったのは平成二十三年に起きた大津市のいじめ自殺事件です。 あの事件で最も問題視されたのが、情報を必要な部署に開示せず、調査を途中で打ち切り、いじめの真相究明、検証を怠った教育委員会の隠蔽体質でありました。

このような体質こそ現行の地方教育行政制度の問題の根源であり、 その解消のためには、地域住民からの監視が弱く、いわゆる教育村の なれ合いを温存させている現行の教育委員会の仕組み、在り方を抜本 的に見直す必要があります。

しかし、改正案は、教育委員会を執行機関として存置したことから明らかなように、地方教育行政に関する根本的な問題を解決するには極めて不十分なものです。教育委員会制度は、既に制度疲労を起こし、もはや運用で改善できる限界を超えており、存続ありきの議論では根深い問題が解決しないと考えます。

また、大津市の事件で指摘された教育行政における責任体制の明確化についても、改正案は極めて曖昧です。

改正案においては、教育委員長と教育長を統合した新教育長が設置されるものの、首長と教育委員会の権限の分断が残ったままです。両者が参加する総合教育会議が設置されるとしていますが、同会議は結局誰が教育の最終的な責任を担っていくのか依然として不明確なままです。これでは教育現場に無用な混乱を起こしかねません。このような結果となったのも、与党内で妥協に妥協を重ね、教育委員会存続が優先されたからにほかなりません。

さらに、改正案は総合教育会議が設けられることにより迅速な危機 管理体制が構築されるとしていますが、同会議は首長、教育委員会の 協議、調整の場であります。緊急時に求められるのは協議、調整では なく、決断、実行です。したがって、同会議のような組織が、いじめ による自殺や感染症の蔓延など、児童生徒の生命、身体を脅かすよう な緊急事態に迅速的確に適応できるとは思われません。

一方、現行制度が抱える課題の一つに、教育行政や学校運営にいか に地域住民や保護者の意向をより反映させるかということがあります。 しかし、この点からも改正案は不十分です。

導入が思うように進んでいない学校運営協議会を各学校に必ず置くようにするなど、地域、住民、保護者が学校運営や教育活動により参画できるような具体的仕組みを明確に改正案に盛り込むべきだったのではないでしょうか。

以上のように、教育行政制度の見直しにあたっては、隠蔽体質の解消、責任と権限の所在の一致、そして民意をより教育行政に反映させるものでなければ、六十年ぶりの抜本的改革という名に全く値しません。よって、私ども日本維新の会・結いの党は改正案に反対をいたします。

なお、みんなの党提出の修正案につきましては、その趣旨は理解できますが、検討にとどまることなどから、現時点においては賛成をいたしかねます。

以上申し上げて、討論を終わります。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文です。

私は、みんなの党を代表いたしまして、政府提出の地方教育行政法 改正案に対して反対の立場から討論をいたします。

教育委員会は、これまで、権限と責任の所在が不明確であること、 地域住民の意向の反映が不十分であること、審議等が形骸化している こと、迅速性、機動性が欠如していることなど、様々な問題を指摘されてきました。このような諸問題に対応するために、この度、政府が一つの改革案を提示したことについては評価をするところです。

しかしながら、本改正案をもって、巷間言われるような六十年ぶり の抜本的改革と言うことは到底できません。

そもそも、教育委員会制度については、この十年間、幾つもの総理の諮問機関や地方団体が抜本改革を求める答申や要望書を提出してきたわけであります。平成十六年には地方分権改革推進会議が、平成十七年には第二十八次地方制度調査会が、平成十八年には全国市長会・全国町村長会、そして経済財政諮問会議、規制改革・民間開放推進会議が、そして平成二十五年度には第三十次地方制度調査会、そして地方六団体がそれぞれの立場で教育委員会の抜本的改革を求める答申や要望書を出しているのです。

そして、これらの答申や要望書が求める抜本的改革とは、教育委員会の設置規制を外し、教育委員会を設置するかしないかを地方自治体の選択に委ねる選択制にほかなりません。

しかるに、政府案は、このような諮問機関や地方団体の改革要請を 一切無視し、教育委員会の設置に固執したものとなっております。こ のような法案に賛成することはできません。

世界に目を向ければ、多くの先進国においても教育委員会は設置されておりません。教育委員会制度がなくとも、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保することはできます。

みんなの党は、地方の自主性と多様性を尊重し、地方分権と規制改革を推進する立場から、選択制を実現するための修正案を提出いたしました。どうか委員の皆様の御賛同をお願いする次第です。

今後も不断の教育委員会制度改革が行われることを期待いたしまして、討論を終わります。

ありがとうございました。

○田村智子君 日本共産党を代表して、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一の理由は、教育への首長の関与を強めることは教育の自主性、 自律性を脅かすからです。

本法案は、自治体の教育政策の大本となる大綱の策定、決定権限を 首長に与え、その大綱には、教育委員会の権限に属する事項も教育委 員会の同意なしに首長が勝手に記載できることが明らかとなりました。 愛国心教育にふさわしい教科書を採択する、学力テストの公表を行う などの記載も、適切ではないが法的には可能ということです。

静岡県では、現に、知事が教育委員会との協議を行わず全国学力テストの結果の一部を公表しており、こうした知事の圧力で授業が学力テスト対策に置き換わる事態も生じています。首長による学校教育への介入に道を開く法案だと言わなければなりません。

また、責任の明確化を理由に教育委員長のポストをなくし、首長が任命する新教育長を教育委員会のトップに据えることは、教育委員会制度を首長の政治的意向を反映しやすい制度にするものと言わなければなりません。

第二の理由は、教育委員会のチェック機能が弱体化することです。

事務局の責任者である教育長が教育委員会の代表となることで、教育長への指揮監督権限、任命、罷免の権限も教育委員会から奪われます。

大津のいじめ事件では、事務局による独走がいじめの事実を隠蔽することとなりました。教育長を始め事務局へのチェック機能の強化こそ検討されなければなりません。

教育委員会の改革として求められるのは、教育委員会そのものの活性化です。教育委員が保護者、子供、教職員、住民の不満や要求を直接つかむ、つかんだ要求を踏まえて、自治体の教育施策をチェックし改善する、そうした活動を保障する改革こそ必要です。しかし、本法案には教育委員会活性化に資する内容はありません。

一方で、第五十条で、文科大臣の是正指示の範囲が拡大しています。 学校が深刻な問題に直面したときこそ現場に即して教育委員会が対応 することが必要であり、このように上意下達を更に強めることは問題 です。

なお、みんなの党の修正案は、教育委員会は不要との立場のものであり、反対です。

最後に、大綱に関する首長の権限について、本会議での総理答弁が 首長の独断が許される法案であることを事実上隠すものであった、これは法案審議の根幹に関わる問題です。このような審議で採決を行う ことにも反対であることを表明し、討論を終わります。

○委員長(丸山和也君) 他に御意見もないようですから、討論は終 局したものと認めます。

これより地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、松沢君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○**委員長(丸山和也君)** 少数と認めます。よって、松沢君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○<u>委員長(丸山和也君)</u> 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大島君から発言を求められておりますので、これを許しま す。大島九州男君。

○大島九州男君 私は、ただいま可決されました地方教育行政の組織 及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、 民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・結いの党及びみんなの党 の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法施行後、教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二、新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行うこと。
- 三、教育委員会は、レイマンコントロールの趣旨を踏まえ、権限が 強化される新教育長による事務執行を地域住民の視点に立って、厳格 にチェックすること。

四、新教育長については、その権限が強化されることに鑑み、大学 等における研修を充実させるなど、資質・能力の向上を図ること。

五、教育委員会が期待される機能を果たすことができるよう、教育 委員に多様な人材を登用したり、人数を増やす等、教育委員会の活性 化を促進する取組を推進すること。また、教育委員会事務局の職員に ついても、研修制度の充実や行政部局との人事交流等により、その能力向上を図ること。また、今回の改正によって教育委員会事務局の業務量が増える可能性があることから、小規模な地方公共団体については、指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ること。

六、学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう、学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

七、首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求めること。特に、教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域住民の意向が大綱に適切に反映されるよう努めること。

八、総合教育会議において、首長及び教育委員会は、相互の役割・ 権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、調整を図ること。また、いじ め事案など重大かつ緊急な対応を要する事案については、適切かつ迅 速に対処し、地域住民に対して教育行政における責任を果たすこと。

九、地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政 を推進する観点から、教育委員会や総合教育会議の議事録の作成・公 表が確実になされるよう万全を期すこと。

十、新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治 事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏 まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○**委員長(丸山和也君)** ただいま大島君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(丸山和也君) 多数と認めます。よって、大島君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、下村文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。下村文部科学大臣。

- ○国務大臣(下村博文君) ただいまの御決議につきましては、その 御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。
- ○委員長(丸山和也君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

以上